

2024年（令和6）年11月20日

被保険者各位

日東紡績健康保険組合

## 柔道整復師等による施術に係る申請書点検の外部委託について

健康保険組合は、皆様からいただいた保険料を有効に使用するため健康づくり事業や医療費低減施策をしていますが、年々医療費は増加傾向にあります。

この度「医療費適正化」の一環として、皆様が柔道整復師（整骨院・接骨院）で受療されました施術内容・施術経過・負傷原因等の照会をガリバー・インターナショナル(株)に委託することとしました。

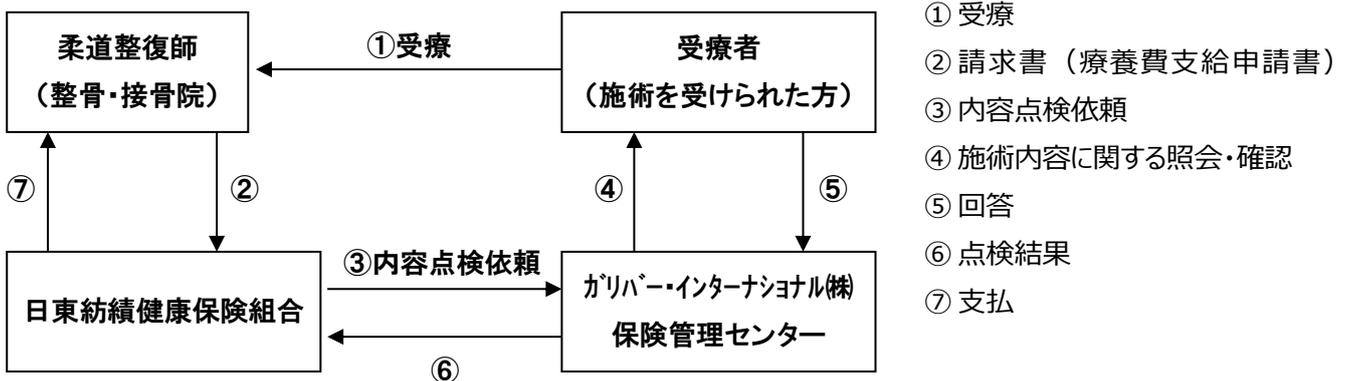
この照会は、柔道整復師からの請求内容が適正であるかを確認するためのものであり、点検機関（ガリバー・インターナショナル(株) 所在地：大阪市北区）に当健康保険組合が業務委託するものです。

ガリバー・インターナショナル(株)より皆様に、確認のための照会文書「柔道整復師（整骨院・接骨院）での受療に伴う確認について」を送付させていただくことがあります。封書が送られてきましたら、回答をご記入のうえ期限までに必ず「保険管理センター」宛にご返送下さい。この照会は、受療した数ヶ月後になりますので、確認のためにも領収書等の保管をお願いいたします。

なお、平成17年4月施行の個人情報保護法に基づき、ご回答いただきました内容につきましては、委託先との間で「柔道整復師に確認する際の資料としてのみ使用する」旨の契約を交わしていることを申し添えます。

【保険管理センターの位置付け】

【照会文書発送から回答までの流れ】



※ ご不明な点は下記までお問合せ下さい。

日東紡績健康保険組合

Tel 03-4582-5290 Fax 03-3514-8665